

## 1 通学について

- ①通学時は必ず「生徒証」（学校発行の身分証明証）を携帯すること。
- ②自転車による通学をする者は、自転車登録申請書を提出する。
- ③「通学定期券」購入のため通学証明証の発行を希望する者は、事務申し出る。

## 2 欠席・遅刻・早退について

- ①病気、事故、忌引等で欠席・遅刻をする場合は、必ず保護者から学級担任へ連絡してもらう。
- ②公共交通機関の遅延により欠席または遅刻をした際は、そのことが証明された場合に限り公欠となる。
- ③学校感染症またはその疑いがある場合は、学級担任まですぐに連絡する。学校感染症であれば所定の書類の提出がなされた場合、出席停止となる。（インフルエンザなど）
- ④その他、学校が認める対外試合・資格試験・就職試験・進学試験・勤務先の行事等による欠席は、出席停止願を提出することで出席停止となる。

## 3 学習活動について

- ①授業は、開始時刻から終了時刻まで指定された席に座り、積極的に受ける。
- ②授業は、教科担任（授業者）の指示に従い真面目に受ける。何度も注意をされる、教科担任の指示に従わない、他の生徒への迷惑行為に該当する等の行為に対しては特別指導を行う。

## 4 服装について

★岐阜工業高等学校の生徒としての品位と自覚を保つよう、華美なものや派手なものは避ける。

履き物は靴とし、スリッパやクロックスなどは禁止する。

ただし、①行事と②授業については、次のように定める。

### ①行事

入学式、卒業式、始業式、終業式および学校の指定する式日は、式服着用とする。

また、頭髪は染色していない状態とする。

式服：ブレザー・スラックスまたはスーツ上下、学生服とする。

ブレザーまたはスーツの場合は、白色無地のカッターシャツとする。

### ②授業

実習・体育の授業時は、次のように規定する。

実習：本校指定の実習服とする。

体育：運動のできる服装の上に、本校指定のビブスを着用する。

また、体育館では本校指定の体育館シューズを履く。

※この各項について本校の生徒としてふさわしくないと判断された場合、支援部の指示に従う。

## 5 学校生活について

- ①学校生活を送る上での規則を守るのは当然のこと、集団生活を送る上でのマナーも守り、自学自習の精神を保つ。
- ②全日制と校舎を共用しているため、施設・設備等の取り扱いは特に丁寧に行う。

## 6 携帯電話・スマートフォン等について

- ①授業時間内の使用は禁止する。校内においても公共の場での使用マナーを守る。
- ②インターネットでのトラブルに巻き込まれないよう使用方法に気を付ける。
- ③インターネットの掲示板に誹謗中傷（相手への人権侵害）をする書き込みは絶対にしない。

## 7 職場生活について

- ①職場での体験も学校生活と同様に大切に、職場の上司の指導や助言を守る。
- ②金銭感覚を適正に保つよう自己を律すること。

## 8 基本的生活習慣について

- ①仕事と勉学を両立させるため、規則正しい生活習慣の確立に努める。特に授業前の午前・午後の生活を有意義なものとする。
- ②差別や偏見、いじめのない生活環境をつくる。「いじめは絶対に許されない」との共通理解を全員が持つ。
- ③20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されている。なお、20歳以上といえども学校内および通学時の飲酒・喫煙はしない。
- ④法令遵守に努めること。

※この各項について本校生徒としてふさわしくない生活行動があった場合、特別指導を行う。

## 9 自転車通学規定について

- ①自転車通学者は、「自転車通学届」を提出し、ステッカーの交付を受ける。
- ②ステッカーは、通学用自転車の点検を受けた後、所定の位置に貼付する。
- ③交通法規を守る。特に二人乗り、無灯火、傘さし運転、携帯電話等の操作、イヤホンの装着等の危険な運転をしない。左側通行を守り、歩行者優先も忘れない。
- ④自転車運転マナーにも気を配り、加害者にも被害者にもならないよう注意する。

※自転車保険の加入は『義務』となっています。また、ヘルメットの着用は『努力義務』となっているので、自転車乗車時にはヘルメットの着用を心掛けてください。

## 10 運転免許取得について

- ①自動車の運転免許の取得については、原則として認めない。ただし、卒業年度における就職内定者等に該当する生徒には、所定の手続きを経て取得を認めることがある。
- ②二輪車（原付・バイク）の運転免許取得については、いかなる理由があっても一切認めない。

※この各項について、違反者に対しては厳しく特別指導を行う。

## 11 改正または廃止の手続きについて

- ①生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、生徒心得の改正又は一部廃止を求めることができる。
- ②校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は生徒心得の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、職員会議や学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
- ③校長は、職員会議や学校運営協議会等での議論を踏まえ、生徒心得の改正又は一部廃止について決定するものとする。
- ④前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。